

刑事判例研究(3)

中央大学刑事判例研究会

被告人が、Fを批判する政治活動に利用する目的で、受信料の集金業務をしていた共犯者から、営業秘密である本件情報を動画撮影という形で入手し、その情報を人質のように利用して種々の要求をし、Fの業務を妨害した不正競争防止法違反、威力業務妨害、及び自身が党首であったA党を脱退したEを脅迫した脅迫の事案において、一連の犯行態様は、落ち度のない受信契約者の個人情報流出の危険にさらした面もあり、政治活動としての許容範囲を超えたものといわざるを得ない上、脅迫も、被害者に相当の恐怖を与え、軽視できない犯行であり、被告人の刑事責任は軽いものではないとして、被告人に懲役2年6月、執行猶予4年を言い渡した事例

根津 洸希

〔 令2(特わ)1001号、脅迫、不正競争防止法違反、威力業務妨害被告〕
事件、東京地裁令和4年1月20日判決、裁判所ウェブサイト

【事実の概要】

本件は、元国会議員の立花孝志氏がNHKに対して脅迫、営業秘密侵害、威力業務妨害を行った事件としてニュースにもなった事例である。なお本評釈においては、被告人の各行為のうち営業秘密侵害罪についてのみ検討することとし、その余の行為については営業秘密侵害罪に関連すると思われる限りで言及するにとどめる。本件における事実の概要は次のとおり

である。

「被告人は、当時A党の党首であった者、Bは、事務受託等を業とする株式会社Cの従業員として、D協会の営業秘密である受信契約締結者等の氏名、住所、契約の有無及びその内容、未払受信料の有無等の情報（以下、受信契約者等情報という。）をその保有者であるD協会から示されていた者であるが、（……）、被告人は、Bと共謀の上、不正の利益を得るとともに、D協会に損害を加える目的で、営業秘密の管理に係る任務に背き、（……）、Bにおいて、D協会から前記株式会社Cに貸与された業務用携帯端末に記録された受信契約者等情報50件（以下、本件情報という。）を同携帯端末の画面に表示させ、被告人において、これをビデオカメラで撮影し、その複製を作成する方法で、D協会の営業秘密を領得した。」

また、「被告人は、（……）、D協会F放送センター西玄関前路上において、携帯電話機を使用してD協会に電話をかけ、対応したD協会視聴者総局広報局視聴者部副部長Gに対し、『Fさんが僕にくれた個人情報をまき散らしていいかな。』『Fさんから預かっている個人情報を社会、世間に拡散すると言ってるんですよ。』『東京都世田谷区のエリアの人の個人情報を私は、Fが委託した会社の社員から預かっております。映像もあります。住所やお名前、どこの金融機関でFのお金を払っているのか、そういった情報まであります。』『今からインターネット上で、個人情報保護法違反をします。』などと申し向けるとともに、同時にその内容を、同路上に駐車した街頭宣伝車の拡声器を使用し、不特定多数のD協会職員に対し、了知させ、（……）、同センター（……）において、D協会総務局法務部専任部長Hらに対し、『私のところに個人情報が来ていますよね。』『あれ、出したらまずいんでしょ。』『俺会長と話したい。』『やっぱり個人情報出すってのはこちらも犯罪になりますからね。』『14日以内に何のリアクションがないようでしたら先ほどのこちらの人質となっている個人情報を拡散します。』などと申し向け、さらに、同日頃、東京都内又はその周辺において、インターネットに接続

された機器を使用して、前記YouTubeに、前記(……)撮影に係る動画の一部に修正を加えたもの(以下、本件動画という。)を、『国会議員がFから個人情報をもらっている証拠動画12月4日までにFから連絡がない場合は、モザイクをはずして、個人情報を公開します。』とのタイトルを付して投稿して不特定多数の者が閲覧可能な状態にし、同年11月20日頃、同センターにおいて、Hらに本件動画を閲覧させて了知させ、同人らに本件情報の公開・拡散防止に向けた対応、本件情報に含まれる受信契約者等に対する訪問謝罪等を行わせるなどして、D協会の正常な業務の遂行に支障を生じさせ、もって威力を用いて人の業務を妨害した。」

【判決要旨】

上記認定事実につき、弁護人は、被告人には、不正の利益を得る目的やD協会(以下、Fという。)に損害を加える目的はない旨主張し、不正競争防止法違反の事実はないと主張した。この点につき、本件東京地裁は以下のように判示した。

「関係各証拠によれば、被告人は、A党党首として、従前より、Fの放送受信契約や受信料の徴収等に関する問題に対し、種々の方法でこれを批判する活動をしていたことが認められる。そのような被告人にとって、Fの集金人を務める者から受信契約者の個人情報等を取得すれば、これを基に、F及び業務委託先の情報管理に問題がある旨批判することが可能となり、上記活動に資するといえる。このことは、被告人が現に、判示第3のとおり本件情報の動画を利用してFに要求を行っていることから明らかである。以上から、被告人には『不正の利益を得る目的』があったものと認められる。

また、Fにとって、本件情報のような個人情報が外部に流出すれば、社会的な評価・信用が損なわれ、業務に様々な支障が生ずることは明白であり、本件情報をすすんで領得し流出させた被告人には、Fに『損

害を加える目的』があったことも問題なく認められる。

この点、被告人は、あくまでBが正真正銘のFの集金人であることを証明するために必要な範囲で、同人が業務用携帯端末を操作しているところを撮影したのであって、本件情報は結果的に映ってしまったにすぎないと主張している。

しかし、被告人は、Bが上記端末を操作して画面上に本件情報がスクロール表示されているのを、その間数分にわたって、至近距離で正面からビデオカメラで撮影している上、Bには終始、表示された本件情報の略語の意味等を尋ねるなどしていたと認められる。このような言動に照らせば、上記主張にはかなり無理があり、被告人は、画面上の本件情報の内容に関心を寄せ、それをすすんで取得したことに疑いの余地はない。被告人は、受信契約者の情報の入手先は他にもあったから、上記端末から本件情報を領得する必要はなかったとも主張するが、結論を左右するものではない。」

営業秘密侵害罪の成否についての本件裁判所の判断は以上のとおりであるが、のちに検討をする上で重要だと思われる記述があるため、量刑の理由についても以下、引用する。

「被告人は、Fを批判する政治活動に利用する目的で、受信料の集金業務をしていた共犯者から、営業秘密である本件情報を動画撮影という形で入手し（……）、その情報を人質のように利用して種々の要求をし、Fの業務を妨害した（……）。一連の犯行態様は、落ち度のない受信契約者の個人情報を出る危険にさらした面もあり、政治活動としての許容範囲を超えたものといわざるを得ない。（以下略）」

【検 討】

一 問題の所在

本件は、不正競争防止法21条1項3号ロに掲げられた営業秘密侵害罪の成否が問われた事案である。不正競争防止法は21条1項各号にて営業秘密侵害罪の各行為類型を定めており、その趣旨は経済的価値の高い技術、ノウハウ、営業等の情報を刑事的にも保護し、もって公正な競争秩序の維持、ひいては我が国の国際競争力の促進を目指すものである。というのも、この営業秘密侵害罪が不正競争防止法に導入される平成15年以前では、技術情報などは主に特許法による保護がなされていたところ、この特許制度というのは当該技術を公開することでその技術利用に関しライセンス契約などを締結することを想定した制度設計となっていた。それゆえ、技術情報のうち、秘密であるがゆえに価値があるような情報は、そもそも特許法による保護には適してはいなかった。さらに、特許申請がなされ、公開の上で特許法により保護されるべき技術情報も、特許制度を有していない諸外国における特許権侵害・模倣品の作成を避けられず、我が国の技術流出が看過できないレベルとなった。その結果、平成15年の不正競争防止法改正により営業秘密侵害罪という刑事規定が導入され、民事・刑事両面からの保護が実現した。この営業秘密侵害罪は、後にも若干触れるが、幾度の改正を経て、現在の規定へと至っている¹⁾。

本件で問題となる営業秘密侵害罪、不正競争防止法21条1項各号には、「不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で」、といういわゆる図利加害目的が定められている。「不正の利益を得る目的」とは、公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的のことをいい、自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）のみならず、第三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれるとされる。営

1) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法』商事法務（2016）2-23頁。

業秘密保有者の営業秘密を、自ら不正に使用して不当に収益を上げる目的（自己図利目的）や、開示した者に不正に使用させることによって、その者に不当な収益を上げさせる目的（第三者図利目的）においては、営業秘密保有者と自己又は第三者とが競争関係にある必要はないため、この第三者には外国政府機関等も含まれるとされる。なお、公序良俗又は信義則に反する形であれば、その目的は経済的利益か、非経済的利益かを問わないとされる²⁾。

「営業秘密保有者に損害を加える目的」とは、営業秘密保有者に対し、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の不当な損害を加える目的のことをいい、現実には損害が生じることは要しないとされている³⁾。

なぜ営業秘密侵害罪においてこのような内容の図利加害目的が要求されているかといえば、ひとつには処罰の間隙が生じてしまいかねない旧規定を、現在の文言の図利加害目的に改めることで処罰の拡充が目指されたこと、もうひとつにはその一方で目的要件を付すことで適切に処罰を限定付けることが目指されたことが挙げられる。先述の通り、不正競争防止法は平成15年改正において営業秘密侵害罪を導入したものの、その際、目的要件として「不正の競争の目的」という文言を用いていた。しかしこのような目的規定であれば、営業秘密保有者とは一切競争関係にはない第三者により営業秘密が公開されてしまった場合などに、不可罰となりかねない。たとえば、被害会社とは競争関係にはない個人のハッカーが、被害会社の営業秘密に不正にアクセスし、愉快犯的にその営業秘密をインターネットなどで公開した場合でも、被害会社の経済的損失は計り知れないものの、当該行為者は被害会社と競争関係にはないために「不正の競争の目的」とはいえず、無罪となりかねないためである。それゆえ現行法は競争関係を要求せず、利益目的や加害目的さえあればよいという処罰範囲拡張の趣旨

2) 経済産業省・前掲注1) 250頁。

3) 経済産業省・前掲注1) 250頁。

で目的要件を図利加害目的に改めている⁴⁾。

他方、27年改正の際に目的要件を巡る議論の中で、そもそも営業秘密侵害罪に目的要件は不要であって、故意があれば足りるのではないかという趣旨の立論もあったところ、結局、図利加害目的は削除されるには至らなかった。というのも、故意だけでは処罰範囲を適切に限定できないとされたためである。たとえば、勤勉な社員が仕事を多く抱え、納期直前まで頑張っていたものの、就業時間内には処理することができず、上司などの決済を得る時間もなかったため、やむなく自宅で作業を続けるために営業秘密を勝手に私物のPCにコピーしたといった場合、この社員はあくまで納期に間に合わせるという営業秘密保持者にとって有益な行為をしているにもかかわらず、上司に決済を取らずに(=秘密管理任務に违背して)営業秘密を複製したとして、営業秘密侵害罪に問われかねないこととなってしまいかねない。これでは、民事上の不正競争行為のうち特に悪質な行為を処罰するとした改正不正競争防止法の法趣旨には沿わないため、処罰の限定の見地から、なお図利加害目的が要求されることは従来通りとされたのである⁵⁾。

ところで、この図利加害目的は、他の正当な目的とも併存しうる。たとえば、先ほどの勤勉な社員事例で、納期に間に合わせる目的はたしかにあったものの、その実、「この仕事で取引先の歓心を買って、この営業秘密と共に好待遇で先方の会社に転職してしまおう」といった目的も有していた場合なども考えうところである。納期に間に合わせるという、営業秘密保有者を利する正当な目的と、営業秘密と共に好待遇で転職するという図利加害目的が併存したような場合、図利加害目的の要件は満たされるのだろうか、あるいは否定されるのであろうか。

この点、具体的な文言こそ異なるが、刑法247条の背任罪もまた図利加

4) 山口厚編著『経済刑法』商事法務(2012)61頁。

5) 玉井克哉「営業秘密侵害罪における図利加害の目的」警察学論集第68巻12号(2015年)44頁以下。

害目的を要件としており、その解釈を巡る議論が参考になる部分もあるかもしれない。背任罪における図利加害目的の解釈をめぐるのは、学説上、図利加害の動機が必要であるとするいわゆる積極的動機説、あるいは図利加害の意欲を必要とする意欲説をはじめとしてさまざまな見解が主張されていたところである。これについて判例は意欲ないし積極的認容までは必要ではなく、図利加害の動機がなくても本人図利が行為の決定的な動機でない以上、自己第三者利益または本人加害の認識がある限り図利加害目的があることを認めることは可能であると解している。これは図利加害目的を、本人図利目的が無いことを裏から示す要件であると解する、いわゆる消極的動機説と呼ばれる見解に親和性があるものと考えられる⁶⁾。

しかし図利加害目的を本人の利益との関係で論じる背任罪におけるこの解釈は、必ずしも営業秘密侵害罪にパラフレーズできるわけではない。というのも、営業秘密侵害罪は先ほどの改正経緯にて若干言及したように、営業秘密保有者（＝背任罪でいうところの本人）の利益を保護する側面ももちろんであるが、他方、公正な競争秩序をも保護する側面⁷⁾も存するところ、背任罪における図利加害目的と全く同一であると解することはできないからである。

また経済産業省が公表している『不正競争防止法逐条解説』によれば、「図利加害目的に当たらないもの」として3つの例が列挙されている。ひとつは公益の実現を図る目的で、事業者の不正情報を内部告発する行為（①）、労働者の正当な権利の実現を図る目的で、労使交渉により取得した保有者の営業秘密を、労働組合内部（上部団体等）に開示する行為（②）、残業目的で、権限を有する上司の許可を得ずに、営業秘密が記載等された文書やUSBを自宅に持ち帰る行為（③）である⁸⁾。この③の類型は先ほどの本人

6) 松宮孝明・金澤真理編『新・コンメンタール刑法〔第2版〕』日本評論社（2021）471頁以下。

7) 経済産業省・前掲注1）245頁。

8) 経済産業省・前掲注1）251頁。

図利目的であり、背任罪の図利加害目的と共通しているように考えられるが、①の公益通報目的や②の労働争議目的はやはり営業秘密保有者の利益との関係に汲み尽くされるものではない。

したがって営業秘密侵害罪における図利加害目的は、本人図利の場合のみならず、一定の公益目的であれば否定されうることとなろう。これを念頭に本事案に話を戻すと、本件被告人はF(ないしD協会)を批判する政治活動をかねてから行っていたところ、その手段・方法はいったんおくにしても、本人は「正当な政治活動である」と主張している上、本件東京地裁も「政治活動に利用する目的で」と事実認定している。これはすなわち、本件被告人の行為には一定程度の公益目的が、少なくとも併存している可能性が認められうることを意味するため、このような場合に図利加害目的が肯定されるのか否定されるのかが問題となる。

二 本判決の判断

上記の立法・改正経緯を念頭に、本件東京地裁判決の判断を改めてみていく。本判決においては、図利目的と加害目的がそれぞれ検討されている。まず、図利目的については、「被告人は、A党党首として……【F(ないしD協会)：引用者注】の放送受信契約や受信料の徴収等……を批判する活動をしていた……。……個人情報等を取得すれば、……情報管理に問題がある旨批判することが可能となり、上記活動に資する」として、NHKに対する批判活動という無形的利益を目的としていたとし、図利目的を肯定している。

また加害目的については「【F(ないしD協会)：引用者注】にとって、本件情報のような個人情報が外部に流出すれば、社会的な評価・信用が損なわれ、……【そのような情報を被告人は：引用者注】本件情報をすすんで領得し流出させた」として、F(ないしD協会)に対する社会的な信用の失墜、業務への支障となることを進んで行っている点に加害目的を肯定した。

なおその他の主張としては、被告人は「本件情報をビデオカメラで複製

したのは意図的ではない」旨の主張をしているものの、これについては本判決は端的にその主張には「かなり無理がある」として退け、また「他の入手経路もあったため、本件領得行為には必然性はない」旨の主張についても、「結論を左右するものではない。」としてやはり退けている。本件事情の下ではたしかに意図的でなかったというには無理があろうし、また仮に他の入手経路があったという事実が本件領得行為をなかつたことにするわけではないから、このような結論それ自体は妥当であると考えられる。

三 本件の意義と検討

本判決は、図利加害目的とその他の目的の併存事例の処理をめぐる一事案と位置付けられうる。とりわけ、本件被告人は、その方法や態様はおくにしても、一応「政治活動目的」である旨の主張をしており、一見するとこれは上述の立法経緯における公益通報目的に類するものとも考えられるところ、政治活動目的が併存したということから直ちに図利加害目的が否定されるわけではないとした点は、注目すべき点である。

本件東京地裁判決では、被告人主張の政治目的であるところのF（ないしD協会）批判活動と、その方法論であるところの無関係な第三者の個人情報の人質のように扱う手法との間には、大きなミスマッチがあることは否定できず、ここから図利加害目的が肯定されたとするのであれば、結論としては是認しうる。他方、本件東京地裁判決の図利目的を肯定した際の表現にはやや疑問も残る。というのも「政治活動としてF（ないしD協会）を批判しているため、その活動に資する」という点のみから図利目的を肯定してしまうのは、やや言葉足らずであるようにも思われるからである。このような表現によれば、仮に被告人がF（ないしD協会）内部の「本当のスキヤンダル」を共犯者から得たことにより、結果的に営業秘密を領得した場合であっても、図利目的を肯定することになりかねないからである。なかなか想定しにくい事例ではあるが、仮にたとえば、一般視聴者のうち受信料を銀行引き落としにしているために受信料の引き落とし金額に気を

配っておらず、これ幸いとF(ないしD協会)が受信料をひそかに多く徴収している実態がある、という情報を掴んだ行為者が、専ら、不当に高い金額を支払っている視聴者を救うためF(ないしD協会)の内部の者と通謀し、不当に高い受信料を支払っている当該視聴者の氏名や銀行口座番号、口座取引履歴などを領得したというような架空事例を想定されたい。このような場合には専ら正当な目的であるように思われるが、本件東京地裁判決の表現によれば、図利目的が認められてしまうこととなりかねない。なぜなら、この場合もF(ないしD協会)批判活動を行う政治目的で活動をしており、その活動に資するという点では無形的な利益が認められうるからである。無論、本件東京地裁も、仮にそのような事例であったならば、図利加害目的を否定することは思われるが、そうであればもう少し図利加害目的を肯定する際の表現には慎重であるべきであったであろう。まして一応政治活動であるから、政治活動に資するという点をもって可罰的な図利目的と表現するのは、やや不用意であったことは否めない。

本件東京地裁判決は、図利目的と加害目的の両者につき検討し、いずれについても肯定している。しかし図利加害目的の要件は、図利または加害の目的であれば足り、すなわちいずれか一方のみを認定すれば図利加害目的の要件は満たされることとなる。そうであるにもかかわらず、本件東京地裁判決が図利目的と加害目的の両者を検討・肯定したのは、どのような意図があったのであろうか。

この点、無論推測の域を出ないが、被告人の主張が一応は「正当な政治目的」であったことが重要であると考えられる。というのも、仮に真に正当な政治目的であれば、自己または第三者に「不当な」利益をもたらす目的であるといえず、また仮に営業秘密保有者が何らかの不利益を被ったとしても、それは正当な政治活動によるものであって、したがって「不当な」損害を与える目的であるとも言えないからである。この「政治活動目的」という、図利目的と加害目的の両者を否定しようとする主張に対応する必要があったために、本件東京地裁判決は図利目的と加害目的の両者を検討

したものと考えられる。

しかしながら、先ほども本件東京地裁判決は言葉足らずである旨を述べたが、それと関連して本判決が本件をそもそも「目的併存事例」として受け止めているか否かについては、その表現からやや不安が残るところである。というのも、図利目的と加害目的の両者を検討しているものの、その検討の中で図利加害目的が政治活動目的とどのような関係にあるのかについて明示的に論じられてはいないためである。そのため、本判決には二つの読み方がありうる。まず第一の読み方として、素直に図利加害目的と政治活動目的の併存事例であると解することを前提に、本件ではその行為態様等から政治活動目的よりも図利加害目的の方が主たる動機となっていることがうかがわれるから、最終的に図利加害目的が認められた、という筋での読み方である。無論、その場合、動機の主従にて図利加害目的の有無を決する判断を示したのは背任罪における判例であるため、背任罪における図利加害目的の認定方法を営業秘密侵害罪における図利加害目的の認定方法に転用することは可能かという問題は生じる。

第二の読み方としては、「量刑の理由」にて書かれているように、「政治活動としての許容範囲を超えたものといわざるを得ない」と断じられているため、そもそも政治活動目的は主張として「無理がある」、つまりそのような目的であったことはそもそも認められないがゆえに目的併存事例ではないと解し、専ら図利加害目的であったとの判断であった、という筋での読み方である。ただ、そうであるとすれば、図利加害目的について検討する記述の中でその旨の説明をすればよいのであって、なぜ量刑の理由ではじめて言及するのかという点に疑問が生じようし、政治活動目的の主張を退け、そのような目的はそもそもないものとしていたのであれば、図利目的と加害目的の両者を検討した理由も判然としなくなる。

上述の検討から、本件東京地裁判決は本事案を目的併存事例であると意識しているかにはやや不安な点もあり、上告審がその点に踏み込んだ判断をするのが注目されるところである。なお既に令和4年10月24日に本件

控訴審である東京高裁にて、一審維持の判決が下されており、被告人が上告した場合、最高裁にて図利加害目的と政治活動目的の関係が争点とされる可能性もあり、もしそうなれば注目されるべき事例となろう。

*本稿脱稿後、本事案につき最高裁の判断が下されたとの報に接した。同判断の分析・検討は他稿を期することとする。

補遺 本研究は、科研費基盤研究(B)(21H00674, 研究代表者:玉井克哉)の助成を受けたものである。

(新潟大学人文社会科学系法学部助教)